

日本国際看護師（NiNA）認定制度規則

第1章 総則

第1条 目的

国際臨床医学会日本国際看護師(NiNA)認定制度（以下、本制度という。）は、日本語のコミュニケーションに制限がある外国人患者やその家族が安全にかつ安心して医療を受けられるように、高度な看護実践能力に基づき、外国人患者等の異なる言語・文化的背景を理解し、医療機関内及び外部との調整（コーディネート）役が担える能力を兼ね備えた看護師を日本国際看護師(NiNA)（以下、日本国際看護師という。）として認定することにより、国際医療の発展をもって広く社会に貢献することを目的とする。

第2条 日本国際看護師の認定

国際臨床医学会（以下、本学会という。）は、前条の目的を達成するために、本規則により日本国際看護師の認定を行う。

第2章 本制度の運営

第3条 日本国際看護師(NiNA)認定部会

本制度の運営は、日本国際看護師(NiNA)認定部会（以下、認定部会という。）が当たる。

第4条 認定部会の業務

認定部会は、本制度の運営全般についての管理を行い、以下の各号の業務を行う。

- （1）日本国際看護師(NiNA)養成カリキュラム基準の策定及び認証
- （2）日本国際看護師(NiNA)認定試験の作成
- （3）日本国際看護師の認定審査及び更新審査
- （4）その他、本制度に必要な事項

第5条 認定部会の構成及び運営

認定部会の構成及び運営に関しては、別に定める。

第3章 日本国際看護師の認定

第6条 認定要件

日本国際看護師の認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たすこと。

- (1) 日本の看護師免許を有していること
- (2) 実務経験が5年以上であること
- (3) 本学会が指定する日本国際看護師(NiNA)養成研修を修了した者
- (4) 日本国際看護師(NiNA)認定試験に合格した者
- (5) 国際臨床医学会正会員であること

第7条 認定試験の実施

認定試験は、毎年原則2回実施する。

2. 認定試験は、日本国際看護師として必要な知識について多肢選択問題の筆記試験にて行う。
3. 認定試験の期日、その他認定試験の実施に必要な事項は、本学会公式サイトにて発表する。

第8条 認定試験の受験手続

認定試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類に受験料を添えて所定の期日までに、本学会に提出すること

- (1) 日本国際看護師(NiNA)認定試験申請書(様式1)
- (2) 日本国際看護師(NiNA)養成研修修了証の写し
- (3) 看護師免許証の写し
- (4) 5年以上の実務経験証明書

第9条 日本国際看護師の認定審査

認定部会は、第6条に定めた認定要件に基づき、認定審査を行い、理事会の承認を経て日本国際看護師に認定し、登録する。

第10条 認定証の発行

理事長は、認定登録料を納入し認定登録された者に認定証を発行する。

第11条 認定証の有効期間

認定証の有効期間は、発行の日より5年とする。

第4章 日本国際看護師資格の更新

第12条 日本国際看護師は、認定登録後、5年毎にこれを更新しなければ、引き続き日本国際看護師を呼称することはできない。

第 13 条 認定更新要件

認定更新を申請する者は、次の各号のすべてを満たすこと。

- (1) 認定登録時から更新申請時までの期間、本学会の年会費を完納していること
- (2) 認定登録時から更新申請時までに認定部会が別に定める 50 ポイント以上の活動ポイントを取得していること

第 14 条 認定更新手続

認定更新を申請する者は、有効期限の 6 ヶ月前から 2 ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類に認定更新登録料を添えて本学会に提出すること

- (1) 認定更新申請書（様式 2-1）
- (2) 活動ポイント取得証明書（様式 2-2）

第 15 条 認定更新審査

認定部会は、第 13 条に定めた認定更新要件に基づき、認定更新審査を行い、理事会の承認を経て更新することを認定し、登録を更新する。

第 16 条 更新認定証の発行

理事長は、認定更新登録料を納入し更新登録された者に更新認定証を発行する。

第 17 条 更新の保留

認定更新を申請する者が産前・産後休業、育児休業、海外留学、長期病気療養等により第 13 条 1 項 2 号の要件を満たすことが困難な場合は、認定部会に更新保留の申請を申し出ることができる。ただし、保留期間中は日本国際看護師を呼称することはできない。

第 5 章 日本国際看護師認定資格の喪失

第 18 条 喪失の事由

日本国際看護師は、次の各号の理由により、その資格を喪失する。

- (1) 日本国際看護師の認定を辞退したとき
- (2) 認定更新が行われなかったとき
- (3) 本学会を退会したとき

第 19 条 認定の取消

日本国際看護師として、ふさわしくない行為があったとき、または申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定部会において審議を行い理事会の承認を経て認定を取消することができる。

第6章 所定料金

第20条 日本国際看護師認定に係る所定料金を以下に定める。

受験料・・・・・・・・・・15,000円（税別）

認定登録料・・・・・・・・・・20,000円（税別）

認定更新登録料・・・・・・・・15,000円（税別）

2. 既納の所定料金は、いかなる理由があっても返却することはできない。

第7章 規則の改正

本規則の改正は、認定部会及び理事会の決議を経て、改正することができる。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。